

会津若松市立湊小学校「いじめ防止基本方針」

平成28年3月10日策定
平成31年3月22日一部改訂
令和2年3月23日一部改訂

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。
(いじめ防止対策推進法定義より)

【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- (3) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を子どもも大人ももつ。
- (4) いじめを認識しながら放置することも、いじめる行為と同様に許されないことであることを認識させる。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の教育目標である「明るく思いやりのある子」から、誰に対しても思いやりの心を持つことを基本として、弱いものいじめや卑怯なふるまいをしないことやいじめを見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ① あいづっこ宣言の実践を通して思いやりや規範意識を育む。
 - ② ボランティア活動の充実を図ることで、人間性の理解を深める。
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように必要な啓発活動として、情報モラル教育を計画的に推進する。(別紙)
- (5) 友達同士のけんかや仲のよいもの同士でのふざけ、からかい、いじわる、また「いじる」「いじられる」の構図に関しても注視し、教職員の共通理解のもと適切な指導に努める。
- (6) いじめの未然防止についての研修を全職員で行うとともに、児童についての情報に関しては常に共通理解を図りながら実態の把握を行う。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童対象教育相談アンケート調査 年2回(6月、10月)
- ② 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回(5月、10月)
- ③ Q Uテストでの調査 年2回(5月、11月)

(2) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラー(心の教室相談員)の活用(年10回程度)
- ② 個別懇談(11月)の実施

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

4 いじめの早期解決のための措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に直ちに情報を共有し、校長以下組織的対応を行う。

(2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

<いじめられた児童・保護者に対して>

- ① いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」事をはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ⑤ 児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。

<いじめた児童・保護者に対して>

- ① 複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
- ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
- ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
- ④ 当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ⑥ いじめをみていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(3) いじめの事実確認の結果は校長が責任を持って市教育委員会に報告する。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

(4) いじめの事実発生後は、全教職員が連携して被害・加害児童の様子も観察するとともに、いじめが「解消している」と思われる状態が少なくとも3か月以上継続しているか、被害児童本人が心身の苦痛を感じなくなっているかを確認した上で、いじめが解消した旨を市教育委員会に報告する。

(5) P T Aとの連携のもと、いじめの対応に関する保護者の理解と協力を得る。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

◎いじめ事案の状況に応じて、警察（生活安全課）又は警察官経験者（スクールサポーター）、児童相談所

< 活 動 >

- ①いじめ防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③いじめ事案に対する対応に関すること（外部からの通報の窓口として）
- ④いじめ防止のための具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正に関すること

< 開 催 >

いじめ事案発生時は緊急開催とする。

○上記以外に、生徒指導委員会を月に1回、生徒指導協議会を年5回開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

(2) 校外における組織

- ①中学校区内 P T A 連絡協議会：年1回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。
- ②会津若松地区小学校生徒指導協議会：年3回開催し、情報交換や連携を図る。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。
- (6) 対処又は再発防止については、P T Aとの連携のもと、保護者の理解と協力を得ながら行う。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
○いじめ早期発見のための取組に関すること
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。
- (3) 「職員会議」、「サービス倫理委員会」、「校内就学指導委員会」との連携を図りながら、全職員での対応に心がける。